

# 社会保険にいがた 8

一般財団法人新潟県社会保険協会

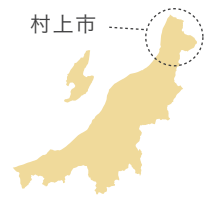


- 退職(失業)による特例免除制度について
- 退職される方の保険証の回収にご協力をお願いします!
- 2023年1月より協会けんぽの申請書・届出書の様式を変更します!
- <報告>「二つ亀大野亀散策ツアー」「ボルダリング体験教室」「湯沢高原アルプの里ミニトレッキング」
- <募集>一般財団法人移行10周年記念事業を行います .....など

2022  
NO.912



## やわたばし 八幡橋



新潟県の最北端に位置する村上市山北地区は、抜群の透明度を誇る「笹川流れ」、山形県へと通じる昔ながらの街道「出羽街道」など、たくさんの魅力に溢れています。この地区は、豊かな自然を生かした林業が盛んで、たくましく育った木々は、積極的に学校などの公共施設の建材に活用されています。

2000年代初頭、地域産業の活性化と環境整備のため、老朽化した「八幡橋」を架け替えることになりました。新たな橋は、大きな曲線を描く2連のアーチや真っ直ぐに組まれた手すりなどに、地元産のSGをふんだんに使用しています。木のぬくもりが感じら



れ、周りの自然風景に溶け込むような佇まい。スギの木目を生かしつつ、入念な防腐処理を施したり、消雪設備による劣化にも耐えられるようにコンクリート素材を取り入れたり、さまざまな工夫を凝らしています。

勝木川に架かる

八幡橋は、河口側の手すりにバルコニーが設置され、日本海に沈む夕日を眺めることも。橋周辺にある国指定天然記念物の筥堅八幡宮社叢(はこがたはちまんぐうしゃそう)、温泉施設や公園と同様に、観光スポットや憩いの場としても親しまれています。広大な自然と共存する山北地区ならではの八幡橋。ドライブの目的地にいかがでしょうか。

### お詫びと訂正

令和4年7月号社会保険にいがたの記事のうち、表紙「橋のある新潟の風景vol.04 長生橋」の記事内容に誤りがございました。皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、お詫び申し上げます。  
《誤》全長3671キロメートル、日本一の長さを誇る一級河川・信濃川。 《正》全長367キロメートル、日本一の長さを誇る一級河川・信濃川。

### 04/ 会員事業所からのお知らせ



妙高市

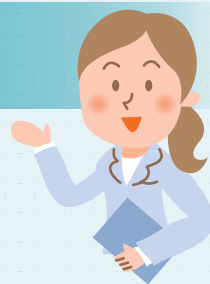
### ダイセル新井ケミカル 株式会社

代表取締役社長 本田 公映

わたしたちが作る製品は、株式会社ダイセルの事業を支えるため、ダイセルの開発型工場のひとつ、新井工場のモノづくりを担っています。また、研究開発、設備保全、安全管理、品質検査、生産計画など、工場運営に必要な全ての分野の業務を請け負っています。ダイセルグループの一員として、『健康とスマート社会に貢献する工場』を目指し、通常の化学品だけでなく半導体の製造に必要なレジスト用ポリマーや、医薬品の開発・製造に欠かせない光学異性体(キラル)分離用カラム、「美と健康」をテーマに機能性食品素材・健康食品などの製造と開発を行っています。その多くが素材のため意識し難いですが、医薬品、電気・電子機器など様々な製品にカタチを変え、人々の身近で活躍しています。新井の地から最先端の電子材料や、キラルカラムを通じて世界にも貢献しています。

## 退職(失業)による特例免除制度について

厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、市区町村の国民年金担当窓口で国民年金の加入手続きを行い、月額16,590円(令和4年度)の保険料を納付することになりますが、国民年金保険料を納付することが困難な方には、申請によって国民年金保険料の納付が免除される制度があります。



### 通常の免除申請

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得※が審査の対象となりますが、退職(失業)したことを理由として免除申請をした場合は特例的に退職(失業)された方の前年所得※を0円として審査します。例えば、夫が世帯主で妻を扶養していた夫婦が、夫の退職(失業)を理由に免除申請をする場合、夫婦それぞれ免除申請をしたとしても、夫の前年所得※を0円として審査します。

※1月～6月に申請された時は前々年の所得

申請者本人が退職(失業)による特例に該当しても、配偶者や世帯主に所得があった場合は、国民年金保険料納付の一部が免除される場合があり、この場合は一部免除されたことで、減額された国民年金保険料を納めないで未納期間となりますのでご注意ください。

保険料の納付が免除される期間は、失業等のあった月の前月から翌々年6月までです。

### 退職(失業)による特例免除を申請する場合

退職(失業)による特例免除を申請する場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、退職(失業)したことを確認できる公的機関の証明書の写しを添付のうえ、お住いの市区町村の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所に手続きを行ってください。

申請は2年1か月前まで遡って免除申請をすることができますが、申請が遅くなると万が一のときに障害年金などを受け取ることができなくなる場合がありますので、免除申請は速やかに行ってください。

#### ////////// 退職(失業)後に大学などへ入学する場合 //////////

退職(失業)後に大学などへ入学する方は、退職(失業)による特例免除の申請と同様に、退職(失業)したことを確認できる公的機関の証明書の写しを添付して、学生納付特例の申請をすることができます。

※一枚の申請書で申請できるのは、7月～翌年6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

### 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方的場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

### 追納制度について

免除された国民年金保険料は、10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。免除された期間があると、国民年金保険料を全額納付した時に比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますので追納をお勧めします。ただし、免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されますのでご注意ください。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

事業主・ご担当者様向け 被保険者様向け

# 標準報酬月額について被保険者に通知しましょう

事業主は、厚生労働大臣（日本年金機構）から次の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知しなければなりません。

- 1 被保険者の資格の取得又は喪失
- 2 標準報酬月額の決定又は改定
- 3 標準賞与額の決定
- 4 適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
- 5 上記④の適用事業所が認可を受けて適用事業所以外の事業所となったこと
- 6 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- 7 上記⑥の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと



「標準報酬月額」は毎月の保険料や将来の年金額計算の基礎となる重要なものですので、被保険者の皆さまに必ず通知していただきますようお願いします。また、通知の際には、決定内容に加え、通知された決定内容に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に審査請求ができることについても、あわせてお知らせいただきますようお願いします。通知方法は任意となっておりますが、文書での通知様式の例を日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載していますので、ご活用ください。

## 令和4年 9月の出張年金相談のご案内

予約制

ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

| 主催年金事務所(予約先TEL)       | 会 場                                            | 相談日時(予約可能な相談時間)                                                                |
|-----------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 新潟東<br>(025-283-1013) | 五 泉 市 福 社 会 館                                  | 9/15(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
|                       | 阿 賀 町 役 場 本 庁                                  | 9/22(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
| 新潟西<br>(025-225-3008) | 佐渡市にお住まいの方は<br>「テレビ電話相談」<br>も実施しております          | 個室でプライバシーに配慮しています!    むずかしい操作は一切ありません!    お好きな日・時間に予約ができます!    対面相談と同じ相談が可能です! |
|                       | 会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)                       |                                                                                |
| 長 岡<br>(0258-88-0006) | あ い ぼ ー と 佐 渡                                  | 9/ 8(木) 12:00～14:30 (12:00～14:00)                                              |
|                       | 小 千 谷 市 民 会 館                                  | 9/14(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
|                       | 小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー                        | 9/28(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
| 上 越<br>(025-524-4115) | 糸 魚 川 市 役 所                                    | 9/22(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
|                       |                                                | 9/14(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)                                              |
| 新発田<br>(0254-23-2128) | 村 上 市 役 所                                      | 9/28(水) 10:00～15:00 (10:00～14:00)                                              |
|                       |                                                | 9/14(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
|                       | 阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館                          | 9/28(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
| 六日町<br>(025-716-0802) | 十 日 町 地 域 地 場 産 業<br>振 興 セ ン タ ー ( ク ロ ス 1 0 ) | 9/21(水) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
|                       |                                                | 9/ 8(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |
|                       |                                                | 9/22(木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)                                              |

● 年金の相談にお越しの際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

● 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要となります。





事業主・事業所担当者の皆様へ



## 退職される方の 保険証の回収にご協力をお願いします!



退職すると今お使いの保険証は資格がなくなります。資格のない保険証で医療機関を受診すると、従業員様より医療費(協会けんぽ負担分=総医療費の7割~9割)を返還していただくことになります。資格のない保険証の使用を防ぐためにも、**従業員様が退職する際には確実な保険証の回収をお願いいたします。**

### 喪失後受診の多発により医療費の返納金が増えています!

※「喪失後受診」とは、退職後に**資格のない保険証**を医療機関に提示して**受診**することです。

資格のない保険証の使用(資格喪失後受診)

健康保険財政の圧迫や  
保険料の上昇につながります!

喪失後受診者への医療費返納金発生状況  
(新潟支部 令和3年度)

約**2,100件**  
(約**4,500万円**)



### 全国で最も低い保険料率を継続していくためには皆様のご協力が必要です!

事業主・事業所  
担当者様へのお願い

- ❗ 退職される方の保険証は**退職時**に必ず回収してください。
  - ❗ 資格喪失届・被扶養者異動届(解除)の届出時には、回収した保険証を添付のうえ提出してください。
  - ❗ 回収した保険証は、**日本年金機構**へ返却をお願いします。
- ※電子申請の場合は、到達番号が分かる画面を印刷のうえ、保険証と併せてご郵送ください。

退職される方へ必ずお伝えください

**退職後は速やかに  
勤務先へ保険証を  
返却してください!**

- ❗ 保険証が使用できるのは、退職日までです。
- ❗ 被扶養者のいる方は、被扶養者の分もあわせて、保険証を速やかに勤務先に返却してください。
- ❗ 資格のない保険証で医療機関を受診すると、後日医療費を返還していただくことになります。

お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【レセプトグループ】 TEL.025-242-0263

協会けんぽ加入の40歳以上の被扶養者様が受診できる健診

### 「特定健診」の お得・簡単ポイント



※受診券(セット券)を**黄色の封筒**で  
被保険者様のご自宅宛に送付済み

協会けんぽご加入で40歳以上の被扶養者様を対象とした「特定健診」について令和4年4月に受診券(セット券)をお送りしましたが、受診はお済みでしょうか。受診券(セット券)の使用ポイントを押さえて、年に1回必ず受診しましょう!



以下で送付した「受診券(セット券)」を利用できます

#### 市町村で実施している集団健診

新潟県内の市町村における集団健診は自己負担0円で受診できます。日程や実施場所は市町村の広報をご覧ください。市町村の健診の担当部署へお問い合わせください。 ※新潟市は実施していません。

#### 健診機関や医療機関での個別健診

対象の健診機関(医療機関)で受診した場合、協会けんぽの補助により自己負担が最大1,254円となります。

※受診できる対象医療機関は、協会けんぽのホームページでご確認ください。

#### 職場の健康診断

職場での健診に受診券(セット券)を使うことで、事業主様の負担金が減る可能性があります。受診を希望される健診機関・医療機関にご確認ください。



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!

## 整骨院・接骨院の正しいかかり方知っていますか？

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる時、医師や柔道整復師の判断により、健康保険が『使える場合』と『使えない場合』があります。柔道整復師（整骨院・接骨院）へのかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。



### 健康保険が使えます※

（保険適用の金額となります）

**外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）**

※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、予め医師の同意を得る必要があります。

#### 負傷例

- 荷物を持って腰を痛めた
- 階段で足を捻った
- スポーツで足を骨折した



### 健康保険は使えません※

（全額自己負担となります）

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 病気（内科的要因による疾患）による「こり」や「痛み」
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術
- スポーツなどによる筋肉疲労改善のための施術
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷



※医師や柔道整復師の診断又は判断によります。

### 施術を受ける時の注意事項

#### ① 負傷の原因を正しく伝えましょう

— 上記のように健康保険の対象とならない場合もあります。「いつ」「どこで」「どうして負傷したのか」を正確にきちんと伝えましょう。

#### ③ 領収書の無償交付が義務付けられています

— 領収書は、必ずもらいましょう。金額などに相違があれば「協会けんぽ」までご連絡ください。

#### ② 療養費支給申請書には、必ず自分で署名しましょう

— 白紙の用紙に署名をするのは間違った請求につながりますので、ご注意ください。

#### ④ 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

— 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。



— 施術内容について協会けんぽよりお尋ねしています —

柔道整復師の施術を受けたときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録や領収書等の保管をしていただき、照会がありましたら回答していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【業務グループ】 TEL.025-242-0262

2023年  
1月より

## 協会けんぽの申請書・届出書の様式を変更します！



2023年1月より、より早い審査の実施と記入方法を分かりやすくすることを目的として、協会けんぽの申請書や届出書の様式を変更します。



2023年1月以降、新様式の申請書等の使用にご協力をお願いします。  
なお、2023年1月以降、旧様式はご使用いただけませんのでご注意ください。



新様式の申請書等は、2022年11月以降にお配りできるように準備をしています。  
※11月以降に協会けんぽのホームページからのダウンロードもしくは支部へ郵送依頼をいただくことで入手できます。

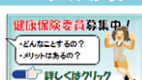


## 健康保険委員（健康保険サポーター）を募集しています！

有益な情報をいち早くご提供します！

応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから！



スマートフォンから！



報告

■「佐渡の秘境 二つ亀大野亀」日帰り散策ツアー

開催日／5月29日(日)  
参加者／24人(うち幼児2人)

「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」に二つ星として紹介された二つ亀と大野亀。二匹の亀がうずくまっているように見える島・二つ亀、巨大な一枚岩が海につきだした大野亀。短い時間でしたが、佐渡ジオパークの自然豊かな絶景を鑑賞するツアーでした。また、遊歩道の途中にあり古くから地域信仰の場となっている「賽の河原」と呼ばれる霊場では、皆さん静かに手を合わせていました。親子3世代でのご参加もあり、佐渡の自然のもと、ほのぼのとした雰囲気の中で散策を楽しむことが出来ました。

もうすぐ2歳のひなちゃんも  
頑張って歩きました!



報告

■ みんなで楽しくボルダリング体験教室

開催日／7月3日(日)  
参加者／17名(うち中学生2人・小学生3人)

「好日山荘新潟亀田店」「グラビティリサーチ新潟」さんの特別協賛により、初めて開催したボルダリング体験教室でしたが、「みんな楽しく」ボルダリングを体験することが出来ました。はじめは、やや緊張気味の参加者の皆さんでしたが、互いのチャレンジや成功を称えあう、ホットな空気に包まれ、あっという間の2時間でした。

参加者の長谷川陽葵  
(はせがわ ひまり)さん  
(新潟市秋葉区・小学4年生)  
から感想文が届きました  
ので、ご紹介します。



ボルダリングをやってみて 長谷川 陽葵

わたしは、今日初めてボルダリングをしました。今までには、ルールを知らなくてどんなスポーツなのか全くわかりませんでした。けれど、今日体験してみたらルールを知りました。

実際に登ってみて最初は高くてこわかったけれど、どんどんやっていくうちにこわいという気持ちより楽しいという気持ちが強くなりました。できたときはうれしくて次へ進もう!と思ったし、失敗したときはくやしいけどまたリベンジしようと思いました。

小さいころから登ることが好きで、学校のうんていやろくぼくに登って遊んでいました。テレビでボルダリングを見てからずっとやってみたかったので、今日ボルダリングができてよかったです。また、ボルダリングをしたいと思いました。

報告

■ 湯沢高原アルプの里「ミニトレッキング(スタンプラリー)」

開催日／7月23日(土)  
参加者／35人(うち小学生1人)

当日の湯沢地域の天気は?誰もが中止と思った今回の湯沢高原アルプの里「ミニトレッキング(スタンプラリー)」でしたが、関係者の願いが通じたのか、開催時には、青空が広がり、アルプの里はトレッキング日和となりました。1時間余りでしたが、自然の中でご家族やお友達と一時の触れ合いを楽しんでいただけたかと思います。開催にご協力いただいた湯沢高原株式会社様、ありがとうございました。開催中止の不安の中、参加者いただいた皆さん、ありがとうございました。二人合わせて164歳のハナさん、久子さん、これからも元気です!



湯沢地区は、解散後、  
再び雨模様となりました。

お知らせ

■「佐渡を歩こう! 健康ウォーク」開催中止のお知らせ

今年度予定した「佐渡を歩こう! 健康ウォーク」は、新潟/両津航路及び直江津/小木航路の運航ダイヤ等をもとにコースの検討・調整をおこないましたが、開催中止といたしました。開催を楽しみにされていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 公共施設見学ツアー

募集

# 三国川ダムと関越トンネル内部 見学ツアー

新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、開催中止とする場合がありますので予めご了承願います。

**開催日** 令和4年 **10月22日(土)** **募集人員** **20名限定(最少催行人員15名)**

**参加資格** (一財)新潟県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方(被保険者)とそのご家族(被扶養者)  
※令和4年度の「協会費」が納入済みであることをご確認のうえお申し込みください。

**参加費** ■ **大人(中学生以上) 9,000円(税込)** ■ **小人(小学生) 5,000円(税込)**  
■ **参加資格を満たさない大人の方の参加費 13,000円**

|                       |       |                   |       |           |       |        |        |          |             |            |       |    |                               |
|-----------------------|-------|-------------------|-------|-----------|-------|--------|--------|----------|-------------|------------|-------|----|-------------------------------|
| 予<br>定<br>コ<br>ー<br>ス | 新潟駅南口 | ——                | 新潟西IC | ===       | 燕三条駅  | ===    | 長岡石動PA | ==       | 越後川口SA(休憩)  | ===        | 小出IC  | == | 六日町IC                         |
|                       | 8:30発 |                   | 8:50  |           | 9:15  |        | 9:45   |          | 10:10~10:30 |            | 10:45 |    | 11:00                         |
|                       | ——    | 三国川ダム(ガイド付き内部見学)  | ——    | 魚野の里(昼食等) | ——    | 塩沢石打IC | =====  | 土樽PA(上り) | ——          | (専用車に乗り換え) |       |    |                               |
|                       | ——    | 関越トンネル内部見学        | ——    | 土樽PA(下り)  | ===== | 六日町IC  | ==     | 小出IC     | ==          | 越後川口SA(休憩) | ===== |    |                               |
|                       |       | 14:30~16:05(約90分) |       | (バスに乗り換え) |       | 17:05  |        | 17:20    |             |            |       |    |                               |
|                       | ==    | 長岡石動PA            | ===== | 燕三条駅      | ===== | 新潟西IC  | ——     | 新潟駅南口    |             |            |       |    |                               |
|                       |       | 18:20             |       | 18:50     |       | 19:15  |        | 19:30頃着  |             |            |       |    |                               |
|                       |       |                   |       |           |       |        |        |          |             |            |       |    | ※行程上の時間は、道路状況等により前後する場合があります。 |

**受付期間** **9月19日(月)まで** ※締め切り後抽選により参加者を決定します(1事業所2名以内)

申込方法等詳しくは(一財)新潟県社会保険協会ホームページ■事業案内1)募集中(催事のご案内)をご覧ください。



事務手続きの  
基本を解説!

## 社会保険事務講習会 9月開催のご案内

参加料不要

社会保険の各種事務手続き等について、分かりやすくご説明します。  
主に社会保険事務の基本を確認したい方を対象とした内容ですが、どなたでもご参加いただけます。

**講習内容** 厚生年金保険・健康保険の事務手続きについて(産前産後・育児休業にかかる届書、資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届)……講師/日本年金機構年金事務所職員  
雇用保険の事務手続きについて(雇用保険適用事業所の事務手続き)……講師/公共職業安定所職員  
※令和4年度の社会保険事務講習会に3回(年6回開催)以上参加された方(会員事業所)には、参加回数に応じて社会保険の参考図書を贈呈します。

| 開催日      | 開催時間                            | 会場                           | 所在地                     | 定員  |
|----------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------|-----|
| 9月 7日(水) | 午後<br>1時30分<br>～<br>午後<br>4時00分 | 新発田市生涯学習センター(多目的ホール)         | 新発田市中心5-8-47            | 30名 |
| 9月13日(火) |                                 | 上越市市民プラザ(第一会議室)              | 上越市土橋1914-3             | 20名 |
| 9月14日(水) |                                 | クロスパルにいがた(403・404講座室)        | 新潟市中央区礎町3ノ町2086         | 27名 |
| 9月15日(木) |                                 | 南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室)           | 南魚沼市坂戸399-1             | 20名 |
| 9月16日(金) |                                 | ワークプラザ柏崎(研修室)                | 柏崎市田塚3-11-50            | 15名 |
| 9月22日(木) |                                 | 燕三条地場産業振興センターメッセピア(5F総合研修室①) | 三条市須頃1-17               | 24名 |
| 9月27日(火) |                                 | まちなかキャンパス長岡(301会議室)          | 長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階 | 32名 |

※「クロスパルにいがた」会場は駐車場が少ないため、また「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

申込方法

ホームページの「募集中のご案内」に掲載してあります「申込書」に必要事項を記入し(一財)新潟県社会保険協会までFAXでお申込みください(FAX025-290-3201)。

※各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。なお定員に達した場合には、複数名での参加を申込みいただいた事業所様に人数の変更をお願いすることがあります。

※新型コロナウイルス感染防止対策として、会場設営に所要の配慮をさせていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

一般財団法人新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

●当日37.5℃以上の発熱がある方や体調がすぐれない方等の受調はご遠慮ください。  
●開催中止とする場合は、参加申込の皆様にご連絡いたします。

お知らせ

## 6月開催 社会保険事務講習会「確認問題」結果

6月開催社会保険事務講習会には、104名の方からご参加いただき、ありがとうございました。また、当日配布いたしました「確認問題」に26名の方から解答をお寄せいただき、ありがとうございました。解答をお寄せいただいた方のうち全問正解された6名の方には、粗品をお送りいたしました。なお、6月開催社会保険事務講習会「確認問題と解答・解説」は(一財)新潟県社会保険協会Hp新着情報でご確認いただけます。

《全問正解者》※掲載希望者

- 中村 奈於さん(株式会社本間組/新潟市中央区)
- 岡田 千栄子さん(有限会社三ツ星機工/三条市)
- 小林 紅映さん(株式会社諸橋塗装/長岡市)

## ■ 一般財団法人移行10周年記念事業を行います

一般財団法人新潟県社会保険協会は、本年10月1日、財団法人から一般財団法人に移行10周年を迎えます。この節目にあたり、10月12日(水)午後1時15分から新潟テルサにおいて記念事業を行います。当日は、午後1時15分から式典(感謝状贈呈式)を行い、午後3時から獨協大学教授で経済アナリストの森永 卓郎さんを講師にお招きし、**～アフターコロナを見据えて～日本を元気にするライフスタイル**と題した特別講演会を開催いたします。多数の皆様のご参加をお待ち申し上げます。詳しくは同封のチラシをご覧ください。



新潟県社会保険協会・一般財団法人移行10周年記念事業

特別講演会



令和4年  
**10/12** 水

～アフターコロナを見据えて～  
**日本を元気にする  
ライフスタイル**

講師 獨協大学教授 経済アナリスト  
**森永 卓郎**さん

*Profile*  
1967年東京生まれ。  
東京大学経済学部経済学科卒業後、日本経済研究センター、経済企画庁総合計画局、民間シンクタンク等を経て、現在、獨協大学経済学部教授、経済アナリストとして活躍中。専門は老老経済学と計量経済学。そのほかに、金融、恋愛、オタク系グッズなど、多くの分野で論評を展開している。  
ニュース、ワイドショー、バラエティ番組では、景気や消費動向、金融・社会政策などをわかりやすい語り口で解説。親しみやすいキャラクターはお茶の間で人気を博しています。  
著書は「年収300万円時代を生き抜く経済学」、「「価値組」社会」、「ニュースのウラ読み経済学」、「森卓77言」など多数。

**新潟テルサ**  
新潟市中央区雄木185-18 TEL 025-281-1889

**参加費 無料**

式典 **13:15** ～ 講演 **15:00** ～ 定員 **700**名(先着順)

主催・お問い合わせ .....  
一般財団法人 新潟県社会保険協会 新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビルディング6F TEL 025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和4年度

一般財団法人移行10周年記念事業 参加申込書

|                                      |                     |   |
|--------------------------------------|---------------------|---|
| 事業所名<br>※個人の方は不要                     | 事業所所在地<br>※個人の方はご住所 | 〒 |
| 申込代表者                                | T E L               |   |
| 他 申込者                                | F A X               |   |
| 【申込区分】※いずれかに○を付してください。               |                     |   |
| 1. 式典      2. 特別講演会      3. 式典と特別講演会 |                     |   |

※感謝状贈呈事業所様には、別途ご出席のご案内をお送りいたしますのでこの書面でのお申し込みは不要です。